特別交付税に関する省令の一部を改正する省令案 概要

○ 令和6年度特別交付税の12月算定にあたり、「特別交付税に関する省令」について、所要の改正を行うもの。

概要

【主な新規項目】

○ ローカルスタートアップによる事業立ち上げの推進

ローカルスタートアップによる事業立ち上げを活用した地域密着型事業の立ち上げを推進するため、ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準じて、市町村が地方単独事業として民間事業者の初期投資費用等に対して支援する経費について、特別交付税措置を創設。

【主な拡充項目】

○ 消防広域化等準備経費・臨時経費

消防の広域化等の更なる推進に向けて、<u>消防の連携・協力の準備やその実施に伴い臨時的に増加する経費を措置対象に追加する</u>ほか、<u>広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備経費に係る措置率を引き上げるなど、特別交付税措置を拡充</u>。

- ・広域化:二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。
- ・連携・協力:消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること。

施行期日

公布の日(令和6年度特別交付税から適用)

※予定: 改正省令公布 令和6年12月19日、12月交付額の決定 令和6年12月20日、現金交付 令和6年12月23日